

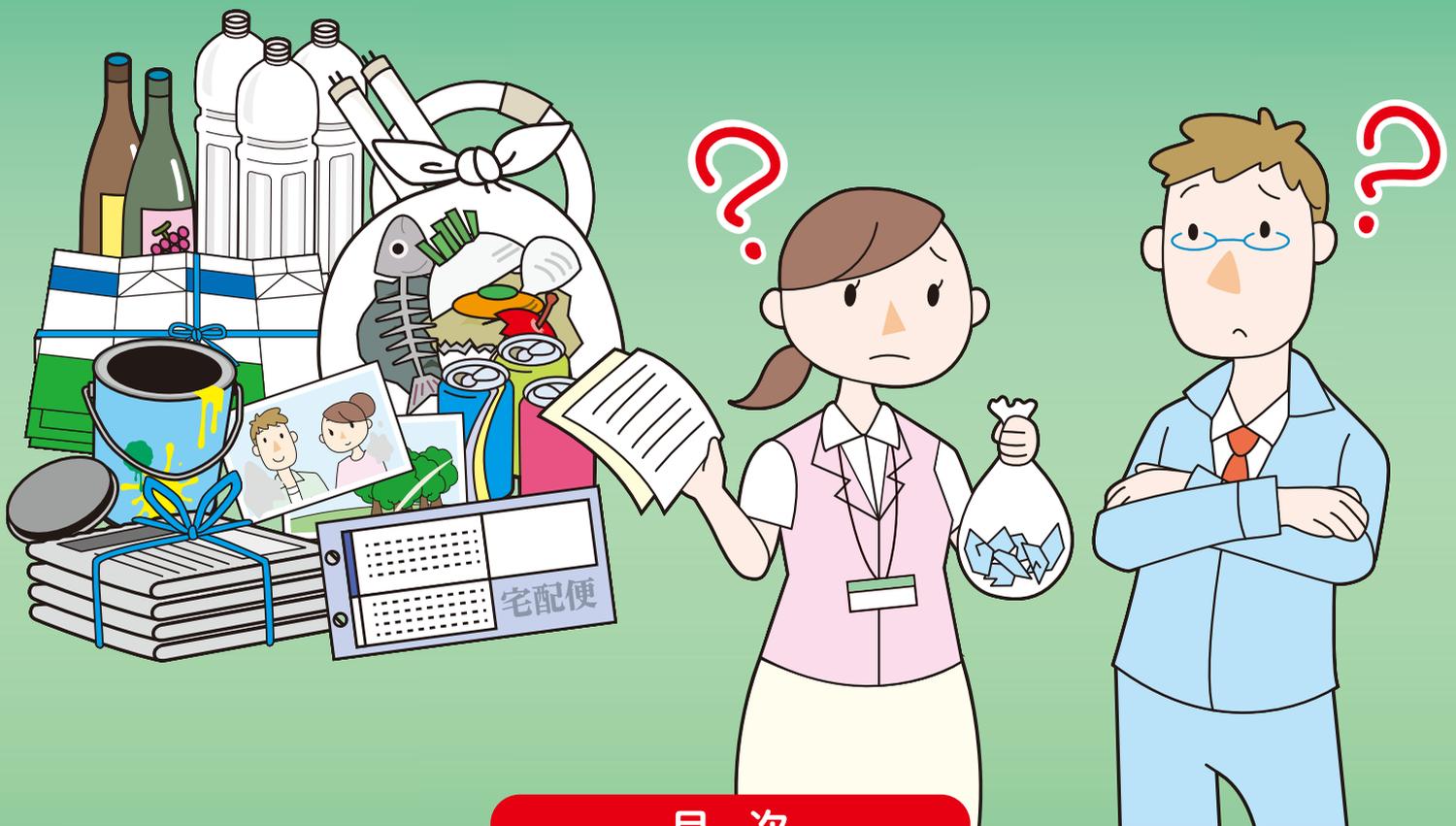
知れば変わる、資源とごみ。みんなで取り組もう。

保存版

令和元年
9月改訂

千葉県事業所ごみ 分別排出ガイドブック

「資源」と「ごみ」を正しく分けてごみの削減をしましょう!!



目次

事業所ごみとは	P1	ごみを減らす方法①生ごみ	P8～P10
事業所ごみの分別方法	P2	ごみを減らす方法②古紙	P11～P12
事業系一般廃棄物の市の処理施設への搬入方法	P3	ごみを減らす方法③剪定枝	P13
不法投棄の禁止 / 野焼きの禁止 / ごみの分別・排出ルールの指導制度	P4	事業所ごみ分別早見表	P14～P16
産業廃棄物	P5	Q&A	P17
産業廃棄物の適正処理方法	P6～P7	千葉県一般廃棄物処理業許可業者一覧	P18
		各種連絡先 / 事業系一般廃棄物自己搬入施設	P19

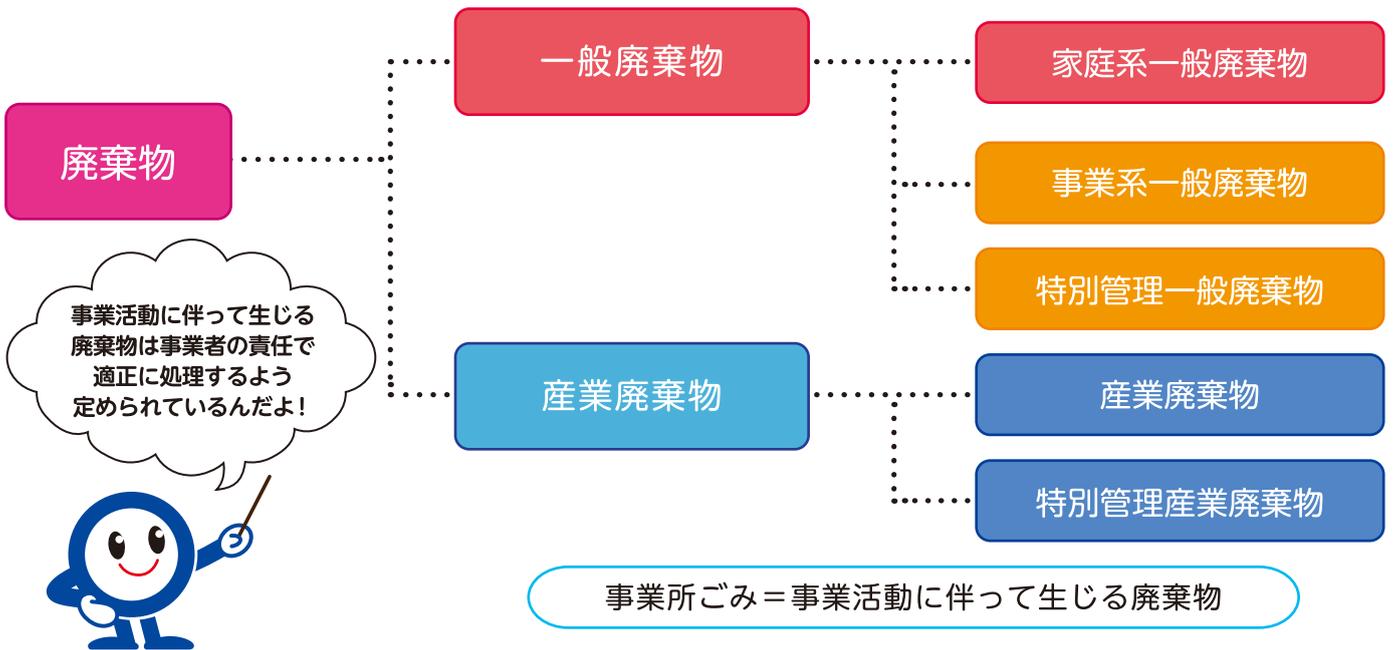
事業所ごみとは

廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

さらに「一般廃棄物」は家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と事業所などから排出される「事業系一般廃棄物」に区分されます。事業所ごみとは事業活動に伴って生じる「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」のことです。

事業活動は営利・非営利を問わず、病院や学校、福祉施設、自治会などの活動も含まれます。

また、個人事業主の場合など、事業活動と家庭生活の場所が同じ場合にも、事業活動に伴って生じる廃棄物は「事業所ごみ」、家庭生活に伴って生じる廃棄物は「家庭ごみ」として、分けて処理してください。

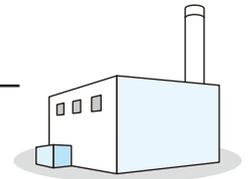


市の施設(清掃工場)で処理できる事業所ごみ

事業系一般廃棄物

市の施設での処理を実施

- ・新港クリーン・エネルギーセンター
- ・北清掃工場

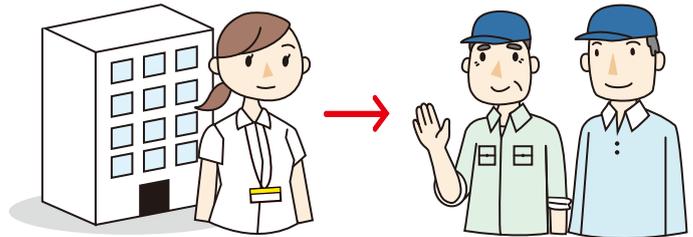


市の施設(清掃工場)で処理できないもの

特別管理一般廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業者へ委託して処理を実施

特別管理産業廃棄物

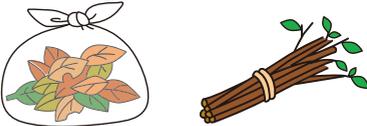


産業廃棄物

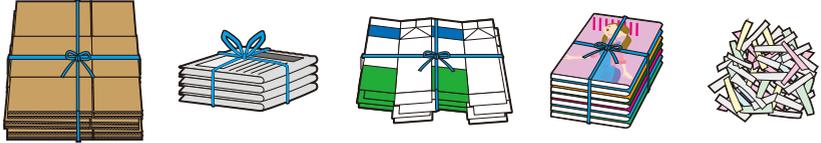
産業廃棄物処理業者へ委託して処理を実施

事業所ごみの分別方法

一般廃棄物

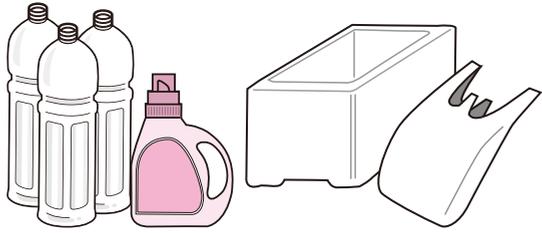
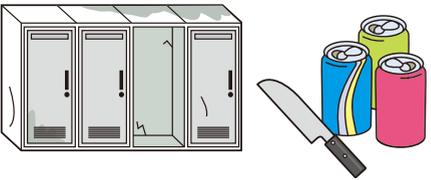
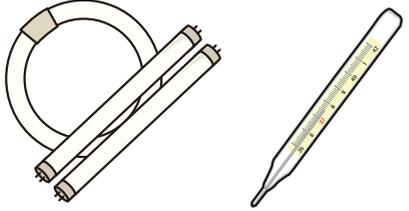
廃棄物の例	代表的な品物		
可燃ごみ	生ごみ	剪定枝など <small>せんてい</small>	リサイクルできない紙
	食品の食べ残し、売れ残り、調理残飯 など (分別してリサイクルに取り組みましょう。詳しくは P8~10 をご覧ください)	木の枝、刈り草、葉 (分別してリサイクルに取り組みましょう。詳しくは P13 をご覧ください)	写真類、カーボン紙、感熱紙、コーヒー・油等の汚れのついた紙 など
			

処理方法→P3「事業系一般廃棄物の適正処理方法について」

で り さ い く る 紙 ル	新聞、雑誌、雑がみ、シュレッダー紙、ダンボール、紙パック など	
--------------------------------------	---------------------------------	---

処理方法→P11~12「ごみを減らす方法 ②古紙」

産業廃棄物

廃棄物の例	代表的な品物	廃棄物の例	代表的な品物
廃プラスチック類	ペットボトル、発泡スチロール、ビニール など 	金属くず	空き缶、スチール製オフィス用品(机、椅子、ロッカーなど)金具類 など 
ガラスくず、及び陶磁器くず	ガラスびん、茶碗 など 	水銀使用製品産業廃棄物	蛍光ランプ、水銀体温計 など 

処理方法→産業廃棄物処理業許可業者に委託する(相談先: 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 ☎043-239-9920)

詳しくは P14~16「事業所ごみ分別早見表」へ

※一般廃棄物・産業廃棄物ともに、可能なものは分別してリサイクルへの取組にご協力ください。

事業系一般廃棄物の市の処理施設への搬入方法について

事業所

市の清掃工場へ自己搬入

搬入先

新港クリーン・エネルギーセンター
(美浜区新港 226-1)

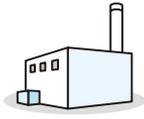
☎043-242-3366

北清掃工場

(花見川区三角町 727-1)

☎043-258-5300

※施設の地図は19ページ参照



一般廃棄物処理業許可業者と契約

お問い合わせ・ご相談先

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合

☎043-204-5805

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00
13:00～17:00

※祝日・休日・8月13日～15日・年末年始を除く。

料金(消費税別)

470円／10kg

または

9,400円／m³

※1 上記額は上限額となります。

※2 特別な取扱い等が必要な際は、
5割を超えない範囲内において
手数料を加算する場合があります。



料金(消費税別)

270円／10kg

または

5,400円／m³

利用時間

月～金曜日

13:00～16:00

※祝日、休日、年末年始、
工場の定期修繕期間は搬入できません。

(※2) 収集運搬料金の割増

3割増しの料金が請求できる場合

- ・午前5時から午前8時までの間に収集する場合
- ・午後5時から午後10時までの間に収集する場合
- ・収集車両の駐車可能地点から回収場所が離れているため、小運搬作業が必要な場合
- ・不定期で収集する場合



5割増しの料金が請求できる場合

- ・午後10時から翌日の午前5時までの間に収集する場合
- ・3割増の料金を請求できる作業が複合する場合

不法投棄の禁止について

家庭ごみステーションには排出できません！

事業所ごみは少量であっても、家庭ごみステーションへ出すことはできません!!
店舗併用住宅(店舗と住宅を兼ねている建物)の場合も「店舗から出るごみ」と「家庭から出るごみ」は分別して適正に排出してください。



市が家庭ごみステーションで実施している開封調査、監視パトロール等で事業所ごみの不法投棄が判明した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の規定により、行為者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(又は併料)、法人は3億円以下の罰金に処せられることがあります。

野焼きは法律で禁止されています

ごみを空地等で野外焼却することは禁止されています。
なお、たき火など日常生活で通常行われる軽微なもの、農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないものは例外となります。



行為者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(又は併料)、法人は3億円以下の罰金に処せられることがあります。

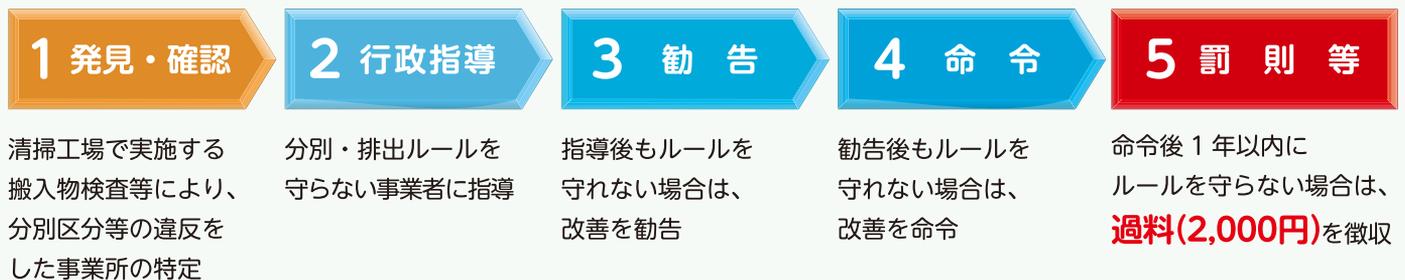
ごみの分別・排出ルール of 指導制度

繰り返し指導を行ってもルールを守れない事業者には、罰則等が適用されます!!

ごみの分別・排出のルール

事業所に対して、事業系一般廃棄物の分別区分・排出方法を遵守することを条例で規定しました。

指導から罰則(過料)適用までの流れ



※併せて事業所名、違反内容等の公表(公告、千葉市ホームページへの掲載等)。

罰則の対象となる行為

- 1 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せず、その他の一般廃棄物に混ぜる。
- 2 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混ぜる。
- 3 廃棄物を千葉市の施設に自己搬入するときに、不適物を混ぜる。

ルールを守って
正しくごみを
処理しよう!



産業廃棄物

ここに記載のないものは「事業系一般廃棄物」です。

●産業廃棄物分類表 (20品目)

	品目	摘要	指定業種
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、重油灰、産業廃棄物の焼却残さ等	無
	汚 泥	工場廃水等の処理後や、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの	
	廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、切削油、洗浄用油、廃溶剤、タールピッチ等	
	廃 酸	有機性、無機性に関わらず酸性を有する液状のもの	
	廃 アルカリ	有機性、無機性に関わらずアルカリ性を有する液状のもの	
	廃 プラスチック類	廃タイヤ、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどすべての固形・液状の合成高分子化合物	
	ゴ ム く ず	天然ゴム	
	金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	ガ ラ ス く ず コンクリートくず及び 陶 磁 器 く ず	ガラス、レンガ、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず、廃石膏ボード等	
	鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、不良鉱石、ばた等	
	が れ き 類	工作物の新築、除去等に伴って生じたコンクリート、アスファルト、その他これに類するもの	
	ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、汚泥、廃油等の焼却施設で発生するばいじんで集じん施設によって集められたもの	
業種が指定されているもの	紙 く ず	右記の業種に係る紙くず	建設業・パルプ、紙、紙加工品製造業・印刷出版、製本、印刷物加工業・新聞業
	木 く ず	右記の業種に係る木くず 貨物流通のために使用したパレット	建設業・木材、木製品製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業・物品賃貸業 無
	織 維 く ず	右記の業種に係る天然繊維くず	繊維工業(衣服その他繊維製品製造業除く)・建設業
	動 植 物 性 残 さ	右記の業種において原料として使用した動植物性残さ	食品製造業・医薬品製造業・香料製造業
	動 物 系 固 形 不 要 物	右記においてとさつ又は解体された獣畜、食鳥残さに係る固形状の不要物	食鳥処理場・と畜場
	動 物 の ふ ん 尿	動物のふん尿(自家用除く)	畜産農(類似業含む)業
	動 物 の 死 体	動物の死体(自家用除く)	畜産農(類似業含む)業
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの			

●特別管理産業廃棄物分類表

	品目	摘要
	廃 油	揮発性油・灯油・軽油類(引火点70℃未満のもの)
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の酸性廃液
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上のアルカリ性廃液
	感 染 性 産 業 廃 棄 物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針など感染性病原体を含むか付着するか又はそのおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等	PCBを含む廃油も該当
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物	PCBが塗布・染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず、PCBが付着・封入された廃プラスチック類又は金属くず、PCBが付着した陶磁器くず又はがれき類
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(基準に適合しないものに限る)
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀及び廃水銀化合物であって人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある性状を有するものとして環境省の定める基準に適合しないもの。廃水銀を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
	廃石綿等	建築物等から除去した飛散性吹き付け石綿・石綿含有保温材などで石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿など
	その他有害産業廃棄物	特定の施設から排出された燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち定められた基準を超えるもの

●特別管理一般廃棄物分類表

	品目	摘要
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃 水 銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ば い じ ん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ば い じ ん 殻 燃 え 泥	ダイオキシン特指法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
	感 染 性 一 般 廃 棄 物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

産業廃棄物の適正処理方法について(産業廃棄物処理に関する主な基準)

産業廃棄物保管基準

排出事業者は、発生した産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従って、生活環境の保全上支障ないように保管しなければならないとされています。

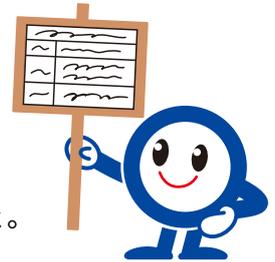
保管基準の主なものは以下のとおり定められています。(廃棄物処理法第12条第2項、施行規則第8条)

1. 保管場所の要件

- イ 周囲に囲いが設けられていること。
- ロ 見やすい個所に保管の場所であることを表示した掲示板を設けること。

2. 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置を講じること。

3. 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。



産業廃棄物の委託基準

産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、廃棄物処理法に定める委託基準に従うことが必要です。

(法第12条第5項及び第6項、施行令第6条の2、法第12条の2第5項及び第6項、施行令第6条の6)

産業廃棄物の処理を受託することができる者は、処理業者等であって、受託する産業廃棄物を処理できる許可を受けている必要があります。

排出事業者が処理を委託する際には、委託する廃棄物の処理内容が許可を受けている「事業の範囲」に含まれている処理業者との間で、事前に書面による委託契約書を締結しなければなりません。

産業廃棄物の収集運搬及び処理業者のお問い合わせ：一般社団法人千葉県産業資源循環協会 ☎043-239-9920

運搬委託契約書・処分委託契約書 共通記載事項

- 委託する産業廃棄物の種類、数量
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者の事業の範囲
- 受託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - ・ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ・ 通常の保管状態での腐敗、揮発等の性状の変化
 - ・ 他の廃棄物との混合により生ずる支障
 - ・ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付けられた廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんが含まれる場合は、その旨
 - ・ その他取扱いに関する注意事項
- 委託契約期間中に廃棄物の性状等に変化が生じた場合の当該情報の伝達方法
- 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

運搬委託契約書 記載事項

- 運搬の最終目的地の所在地
(以下、受託者が積替え・保管をする場合)
- 積替保管場所の所在地
- 保管できる産業廃棄物の種類
- 積替えのための保管上限
- 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等

処分委託契約書 記載事項

- 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力
- 処分後に残渣が発生する場合
当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

✓【契約書作成時のチェックポイント】

- 書面で、事前に作成すること
- 委託する産業廃棄物の種類・数量、料金等が記載されていること
- 引き渡す産業廃棄物の種類は、許可品目に含まれていることを確認すること
- 契約書には、許可証の写しを添付すること

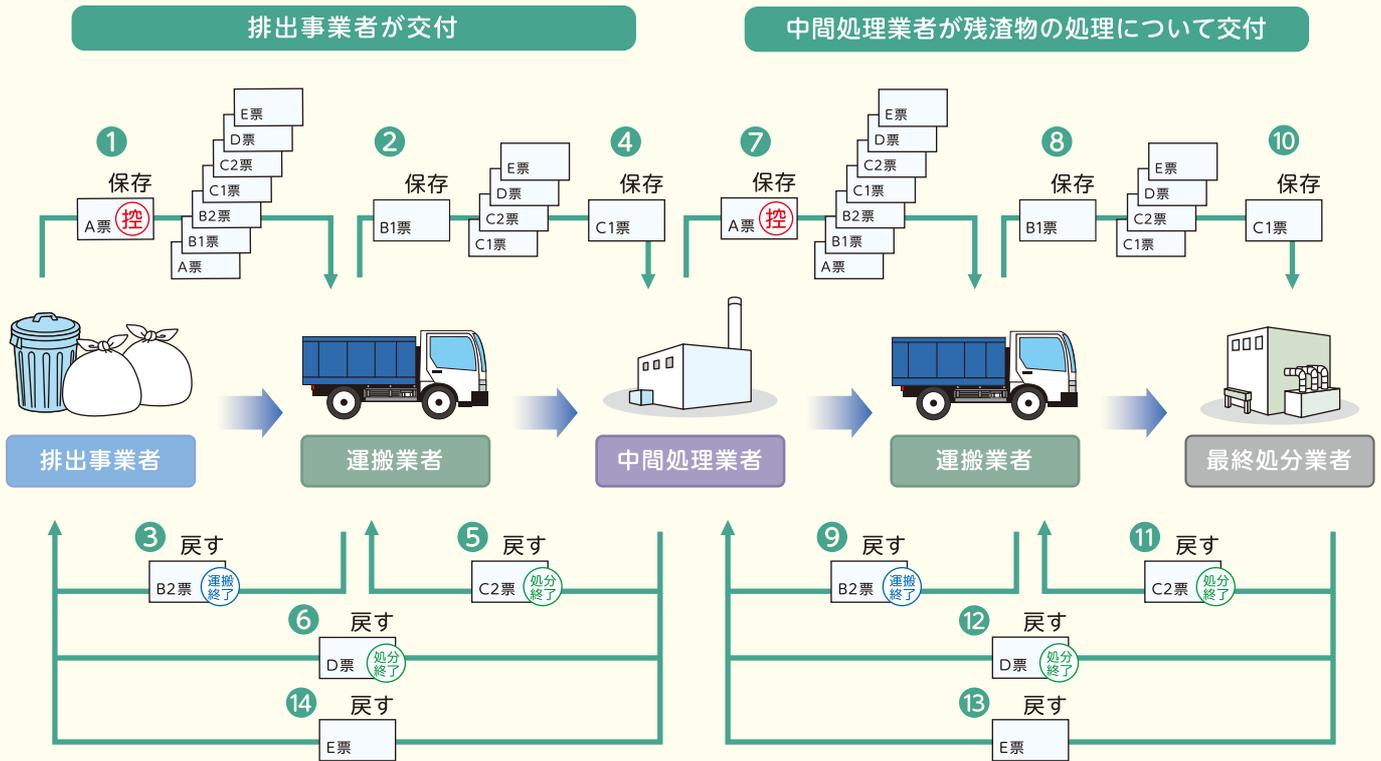
契約書の記載事項をよく確認しよう!



マニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）による管理

排出事業者は、運搬又は処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを使用して管理しなければなりません。マニフェストには、紙の伝票で管理するものとパソコン等により電子的に管理する電子マニフェストがあります。排出事業者は、自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。

また、紙マニフェストを用いる場合は、処理業者から回付されたマニフェストを自らが5年間保存するとともに、前年度の交付状況（産業廃棄物の種類、排出量、交付枚数等）を毎年6月末までに市長あてに「マニフェスト交付等状況報告」として提出することが義務付けられています。



マニフェストの流れの解説

- 排出事業者は、引き渡しの際に A 票に必要事項を記入して控え A 票を保存し、残りを運搬業者に渡す。
- 運搬業者は、運搬終了後必要事項を記入し、B1 票を保存し、B2 票を排出事業者に戻し、残りを中間処理業者に渡す。
- 排出事業者は、運搬業者から運搬終了を示す B2 票が戻ったら、A 票と照合する。
- 中間処理業者は、処分終了後必要事項を記入し、C1 票を保存し、C2 票を運搬業者に、D 票を排出事業者に戻す。
- 処分終了後、中間処理業者から処分終了を示す C2 票が運搬業者に戻される。
- 排出事業者は、中間処理業者から処分終了を示す D 票が戻ったら、A 票と照合する。
- 処理後の残渣物について、中間処理業者がマニフェストを交付する。
- ～12 2～6 と同様の手順（排出事業者を中間処理業者に読替え、中間処理業者を最終処分業者に読替え。）
- 最終処分業者は、最終処分終了後、その旨を記入した E 票を中間処理業者に戻す。
中間処理業者は、最終処分が終了したことを、⑦の A 票と照合する。
- 中間処理業者は、最終処分が終了した旨を、排出事業者から交付された C1 票、E 票に記入し、排出事業者に戻す。
排出事業者は、最終処分が終了したことを確認し、A 票と照合する。

排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。
詳しくは、産業廃棄物指導課 事業所班 ☎043-245-5682 へお問い合わせください。

ごみを減らす方法 ①生ごみ

市の調査によると、事業系一般廃棄物の中で一番多くを占めているのが、生ごみです。

生ごみの発生抑制はごみの減量には欠かせません。ごみ処理コストの削減にもつながる生ごみの減量と再資源化にご協力をお願いします。また、飲食業などの食品関連業者は食品リサイクル法により、食品廃棄物の発生抑制・減量に取り組まなければなりません。

知っていますか？食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

基本理念

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係わるものが、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制(リユース・リデュース)に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収(リサイクル)、ならびに食品廃棄物等の減量に取り組むことで環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

対 象

対象事業者：食品関連事業者

食品関連事業者とは下記業種のことをいいます。

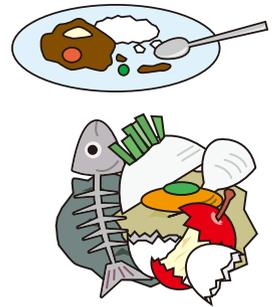
- ①食品の製造・加工業
- ②食品の卸売・小売業
- ③飲食店業
- ④その他食事の提供を伴う事業(旅館・結婚式場等)



対 象 品：食品廃棄物等

食品廃棄物等とは下記品目のことをいいます。

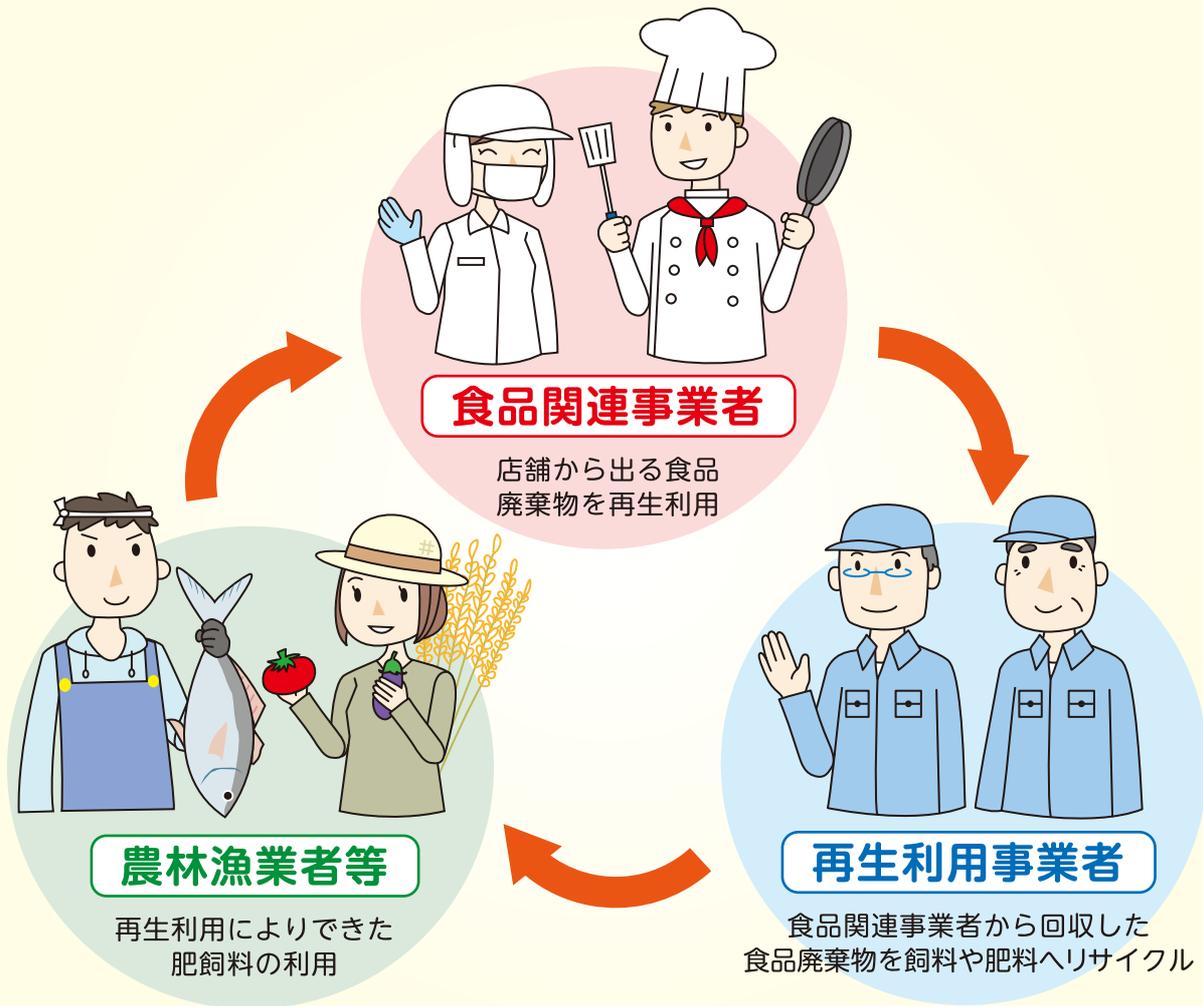
- ①食べ残しなど、食用に供された後に廃棄されるもの
- ②仕込み過ぎなど食用に供される前に廃棄されるもの
- ③食品の製造・加工・調理の過程において発生する食用に供することができないもの



法律の概要

1. 主務大臣による基本方針の策定：再生利用等を実施すべき量に関する目標を業種(食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業)別に設定
2. 食品廃棄物多量排出事業者(食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者)による再生利用等の実施：再生利用等の実施状況を国に報告
3. 再生利用を促進するための措置：食品再生利用事業者の登録制度を設け、再生利用を促進

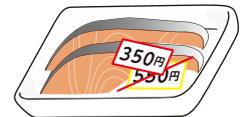
食品リサイクルの輪



再生利用の優先順位

発生抑制

製造、流通過程の工夫（過剰納入の自粛や消費期限の近い食品の値下げ販売等）、消費過程の工夫（盛り付け、メニューの工夫）によって、食品廃棄物そのものを減量する。



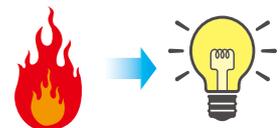
再生利用

食品廃棄物のうち、再資源化できるものは肥料・飼料、メタン、エタノール等に再生利用する。



熱回収

再生利用が困難な食品廃棄物は、熱回収を行い、電力等のエネルギーとして再利用する。



減量

食品廃棄物は多くの水分を含んでいるため、脱水・乾燥・発酵等を行い減量をする。



生ごみ削減と異臭も押さえられます。

株式会社エコ・フード【千葉工場】

リサイクル方法：飼料化(養豚飼料) 住所：千葉県匝瑳市川辺 208 番地 1 ☎0479-67-1025

食品を再利用したエコフィードの中でも液状飼料(リキッドフィード)に特化した施設です。液状飼料の特徴は、水分を多く含んでいますので、排出される副産物(ロス品・余剰品等)の水分量に制限がありません。副産物の状態により運搬・選別・加工・製造まで徹底した管理のもと資源として扱い、家畜飼料の原料にしています。

担当者
からの
一言

私たちエコ・フードは、排出事業者様との取り組むべき課題、循環型社会の構築を目指し、日々実践しております。飼料作りから養豚業まで一貫して取り組んでいます。限りある資源を有効に活用し、循環型社会に貢献できる道を切り開いていきます。(営業部 課長 喜来)



J&T 環境株式会社【千葉バイオガスセンター】

リサイクル方法：メタン発酵処理
住所：千葉市中央区川崎町10番地3 ☎043-262-4716

収集業者の皆様により千葉市内外から食品廃棄物等(一般廃棄物・産業廃棄物)を弊社のメタン発酵処理施設に搬入してきていただいています。その施設でメタンガスに転換した後、隣接する製鉄所の発電施設で発電用燃料等として使用されています。また、食品廃棄物等をメタン発酵処理施設で処理する際には、どうしても前処理残渣(紙・プラ等)及び汚泥が発生しますが、弊社の中にあるサーモセレクト方式ガス化溶融処理施設で更に発電用燃料等及びスラグに再資源化しています。よって、弊社内の2施設で完全リサイクルを達成しています。

担当者
からの
一言

60t/日の受入体制を整えておりますので、食品廃棄物の更なる搬入をお待ちしております。(千葉営業部 部長 柏倉)



株式会社フジコー【白井事業所】

リサイクル方法：飼料化、堆肥化 住所：千葉県白井市折立32番8 ☎047-492-8677

食品関連事業者等から委託を受け、食品廃棄物のうち、リサイクルが可能な食品循環資源である、産業廃棄物及び一般廃棄物を受け入れ、当社が保有する施設において、発酵による飼料化、発酵分解による堆肥化へのリサイクル処理を行っています。当社が保有する養豚施設において、当社が製造したリサイクル製品であるリキッドフィードを利用した、肥育モデル施設を運営するとともに、養豚事業者様にリキッドフィードを供給しています。

担当者
からの
一言

再生堆肥の品質向上を目的として、農作物の栽培試験及び農作物の生産販売を(株)遊楽ファームにて行っております。(営業部 板垣)



みどり産業株式会社【長柄工場】

リサイクル方法：堆肥化 住所：千葉県長生郡長柄町長柄山1162番28 ☎0475-35-1518

2002年に竣工した当施設は食品廃棄物をメインに18t/日の許可を有しており、千葉市内の事業者様からも日々多くご利用いただいています。施設は365日稼働しており、排出される事業者様の利便性をご提供しています。

担当者
からの
一言

資源循環に寄与する取組みです。しっかり流通するために製品である堆肥に異物の混入は無いようお願いしております。(工場長 加藤)



ごみを減らす方法 ②古紙

古紙の分別

事業所からは多くの紙ごみが排出されています。その中にはリサイクルできる紙が含まれています。リサイクルできる紙は分別し再資源化をお願いします。古紙の分別は可燃ごみの減量につながり、事業所のごみ処理コストの削減にもつながります。

まずは、「裏紙の利用」「2アップ印刷の励行」「事務のペーパーレス化」などを実施することが発生抑制!! 重要です。それでも出てしまう紙ごみは分別してリサイクルしましょう!!

リサイクルできる紙

- ・OA用紙 ・シュレッダー紙 ・新聞(新聞折込チラシ含む)
- ・雑誌(本、ノート、カタログ、冊子等) ・雑がみ(封筒、名刺、台紙、紙箱、紙袋等)
- ・紙パック(500ml以上で牛乳やジュース用のもの) ・段ボール ・機密文書



雑がみとは…

新聞・雑誌・紙パック・段ボール・OA紙以外のリサイクルできる古紙のことです。市では雑がみの分別に便利な「雑がみ分別ボックス」を希望する事業者に無料で配布しています。ご希望の方は産業廃棄物指導課(☎043-245-5248)までお電話ください。

回収業者や回収方法により、回収できる古紙の種類が違います。排出の際はよく確認の上排出をお願いします。

リサイクルできない紙(一般廃棄物として排出)

- ・感熱紙(ワープロ、FAX用紙) ・カーボン紙(宅配便の伝票等)、ノーカーボン紙
- ・ビニールコート紙 ・水に溶けない紙(紙コップ等) ・写真、シール、シール台紙
- ・合成紙(クッキングシート、キャラメルのおもひ紙等) ・昇華転写紙(アイロンプリント紙)
- ・なっせんし捺染紙(カバンや靴などのつめもの) ・和紙、半紙 ・ろう引き段ボール
- ・匂いのついた紙(石鹸箱、洗剤箱等) ・汚れのついた紙(弁当、ピザの箱等)



これらの「リサイクルできない紙」類が少量でも混入していると、リサイクルの妨げになってしまいます。最近ではろう引き段ボールや、カバンや靴などの緩衝材(つめもの)として使われる捺染紙が混入される事例が増えています。古紙を出すときはしっかり分別してから出すようにしてください。

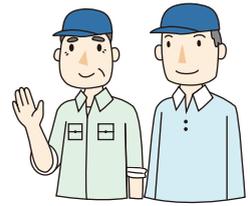
古紙分別 Q&A

- Q 地域で集団回収をしているが、そこに排出してもいいのか。
- A 小規模事業所から出る古紙については、集団回収に出すことができます。ただし事前に登録が必要となりますので、詳しくは、収集業務課(☎043-245-5246)までお問い合わせください。
- Q 機密文書のリサイクルのセキュリティ対策を教えてください。
- A 一例として、処理施設へは限られた職員しか入室できないようロックされ、搬入された機密文書はそのまま(段ボールに入り封がされた状態)処理機にて溶解処理されています。また、希望する場合は溶解処理に立ち会うこともでき、「溶解証明書」の発行もしています。

古紙の排出方法

回収業者と契約

- 回収品目：処理業者により、取扱い品目が異なります。
- 費用：品目(紙の種類)や相場等により変動しますので、回収業者にお問い合わせください。
- 相談先：千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎043-204-5805
 千葉市再資源化事業協同組合 ☎043-227-7709



※搬入先や回収業者をお探しの場合は上記連絡先に相談をお願いします。
 また、千葉市ホームページにも搬入先や回収業者の一覧を載せています。

千葉市 事業所ごみの処理

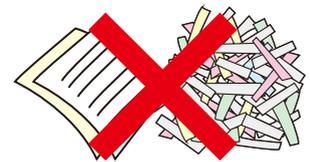
検索



古紙回収庫

市内の公共施設に「古紙回収庫」を設置していますので、ご利用ください。

- 回収品目：新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック
 ※品目ごとに分別のうえ、ビニールひもで十文字に縛ってください。
 上記品目以外(機密文書・シュレッダー紙等)は受付できません!!
- 搬入受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(祝日・休日・年末年始はご利用できません)
 ※各環境事業所は土曜日9:00～12:00も利用できます。
- 費用：無料
- 注意事項：搬入量は1回につき200kgまでです。
 搬入する施設に事前に連絡の上、搬入をお願いします。



● 古紙回収庫設置施設一覧 ●

(市外局番 043)

市役所本庁(収集業務課) 中央区千葉港 1-1 ☎245-5246	松ヶ丘公民館 中央区松ヶ丘町257-2 ☎261-5990	中央・美浜環境事業所 中央区都町 1307 ☎231-6342
寒川土地区画整理事務所 中央区寒川町2-150 ☎266-0201	花見川区役所(地域振興課) 花見川区瑞穂 1-1 ☎275-6157	北清掃工場 花見川区三角町727-1 ☎258-5300
稲毛区役所(地域振興課) 稲毛区穴川4-12-1 ☎284-6102	稲毛公民館 稲毛区稲毛1-10-17 ☎243-7425	千草台公民館 稲毛区天台 3-16-5 ☎255-3032
花見川・稲毛環境事業所 稲毛区宮野木町2147-7 ☎259-1145	検見川稲毛土地区画整理事務所 稲毛区稲毛町5-264-5 ☎276-3057	若葉区役所(地域振興課) 若葉区桜木北2-1-1 ☎233-8111
泉市民センター 若葉区高根町 963-4 ☎228-0200	みつわ台第2公園スポーツ施設 若葉区みつわ台3-3-1 ☎287-3730	緑区役所(地域振興課) 緑区おゆみ野3-15-3 ☎292-8102
土気市民センター 緑区土気町 1634 ☎294-0002	古市場公園スポーツ施設 緑区古市場町474-277 ☎265-3005	若葉・緑環境事業所 緑区平山町1045-5 ☎292-4930
美浜区役所(地域振興課) 美浜区真砂5-15-1 ☎270-3123	新港クリーン・エネルギーセンター 美浜区新港226-1 ☎242-3366	※令和元年8月現在(最新の情報は 千葉市ホームページで確認できます!)

ごみを減らす方法 ③剪定枝

木の枝・刈り草・葉の資源化 (民間リサイクル施設への搬入)にご協力ください!

千葉市では、安定的なごみ処理体制を構築するため、市の清掃工場に搬入している、木の枝・刈り草・葉を、民間リサイクル施設へ搬入していただくことで、**焼却ごみ削減**と**リサイクル**を推進しています。

事業者の皆様には、お手数をおかけいたしますが、この趣旨をご理解いただき、木の枝などの資源化にご協力をお願いいたします。

●千葉市内の民間リサイクル施設

事業者名	所在地	電話番号	受入品目		受入時間	定休日	搬入条件 搬入禁止物	資源化 方法
			枝	草・ 落葉				
(株)グリーンアース	中央区生実町 2662-1	043-312-1367	○	○	8:00~17:00	日曜 祝日	植物以外の混入物は 搬入不可	燃料 チップ等
フルハシEPO(株)	中央区浜野町 1216-68	043-262-0100	○	×	平日 8:00~17:30 土曜 8:00~17:00	日曜 祝日	キョウチクトウ、 竹の根は搬入不可	燃料 チップ等
シナネンエコワーク(株)	美浜区新港 223-9	043-204-7201	○	×	7:30~17:00	日曜	毒性の強いものは 搬入不可	燃料 チップ等

※所在地順に掲載

※搬入条件、搬入禁止物など、搬入に際して注意事項がありますので、
事前に各事業者にご相談の上、ご利用ください。

※料金については、事業者・品目ごとに異なるため、各事業者にご確認ください。



【 お問い合わせ先 】

●木の枝・刈り草・葉の資源化に関すること

千葉市産業廃棄物指導課 ☎**043-245-5248**

事業所ごみ分別早見表

ごみの分別に迷ったら、こちらの表を参考に分別して処理してください。

分別早見表は分別の一例となります。ここに記載のない品目や、排出状況や分別状況によって分別や排出方法が変わる場合もあります。排出に際しては、現在契約している収集運搬業者もしくは千葉県廃棄物リサイクル事業協同組合、千葉県産業廃棄物指導課のいずれかにお問い合わせください。

【表中の用語】

産 廃 ……産業廃棄物

一 廃 ……事業系一般廃棄物

特 管 ……特別管理産業廃棄物

しっかり分別して
ごみを削減しよう！



品 目	区 分	備 考
あ		
アイロンプリント紙	一 廃	
アルミはく	産 廃	
安全靴	産 廃	
い		
一斗缶	産 廃	
飲食用の缶・びん	産 廃	
飲料用(紙)パック	一 廃	リサイクルしてください。 (500ml未満はリサイクル不可)
インスタントラーメンの 包装(プラ製)	産 廃	
う		
ウェットティッシュ	一 廃	
ウェス	一 廃	
え		
エアコン(家庭用)	家電 リサイクル	家庭用か業務用か不明の 場合はメーカーへお問い 合わせください。
エアコン(業務用)	産 廃	
液晶テレビ(家庭用)	家電 リサイクル	
液晶テレビ(業務用)	産 廃	
延長コード	産 廃	
お		
オイル	産 廃	
オイル缶	産 廃	
汚泥	産 廃	
おむつ(使用済)	一 廃	未使用は産廃
か		
カーボン紙・ 感熱紙	一 廃	
傘	産 廃	
カタログ	一 廃	リサイクルしてください。

品 目	区 分	備 考
家畜の死体	産 廃	畜産農業及び畜産類似業 (ブリーダー等)以外から 出される物は一廃
家畜のふん尿	産 廃	
紙くず	一 廃	リサイクルしてください。 [業種指定あり] パルプ・紙製造業/ 出版・製本業等は産廃
	産 廃	
紙コップ	一 廃	
紙皿	一 廃	
カメラ	産 廃	
ガラス・ガラス製品	産 廃	
乾電池	産 廃	
き		
木くず	一 廃	[業種指定あり] 建設業/木材、木製品の 製造業(家具製造業含む) パルプ製造業/輸入木材 卸売業/物品賃貸業は産廃
	産 廃	
機密文書	一 廃	リサイクルしてください。
く		
釘	産 廃	
クリアファイル	産 廃	
軍手	一 廃	
け		
蛍光灯(管)	産 廃	水銀使用製品産業廃棄物
蛍光ペン	産 廃	
軽油	特 管	
結束バンド	産 廃	
こ		
鉱物油	産 廃	

品目	区分	備考
コピー機	産 廃	
コピー用紙	一 廃	リサイクルしてください。
ゴム手袋	産 廃	
コンクリートブロック	産 廃	
さ		
雑誌・新聞紙	一 廃	リサイクルしてください。
三脚	産 廃	
し		
磁石	産 廃	
シャープペンシル	産 廃	
写真	一 廃	
シュレッダー紙	一 廃	リサイクルできる紙の場合はリサイクルしてください。
潤滑油	産 廃	
食用油	産 廃	
食品トレイ	産 廃	
す		
スプレー缶	産 廃	
せ		
石炭	産 廃	
石鹼	産 廃	
セメント	産 廃	
洗濯機(家庭用)	家電 リサイクル	家庭用か業務用か不明の場合はメーカーへお問い合わせください。
洗濯機(業務用)	産 廃	
剪定枝	一 廃	P13参照
扇風機	産 廃	
た		
台車	産 廃	
タイヤ	産 廃	
ダイレクトメール	一 廃	リサイクルしてください。 (圧着式・防水加工がされた) ものはリサイクル不可
タオル	一 廃	
食べ残し	一 廃	食品リサイクルにご協力をお願いします。
段ボール	一 廃	リサイクルしてください。 (輸入果物用など表面にろうが) 塗られたものはリサイクル不可
ち		
調理残渣	一 廃	食品リサイクルにご協力をお願いします。
チラシ	一 廃	リサイクルしてください。
つ		
机(スチール製)	産 廃	

品目	区分	備考
て		
ティッシュペーパー	一 廃	
デスクトップパソコン	PC リサイクル	詳しくはパソコンメーカー・一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。
デスクマット(ビニール製)	産 廃	
電球(白熱球)	産 廃	
と		
動植物性油	産 廃	
灯油	特 管	
ドラム缶	産 廃	
ドリップ用フィルター	一 廃	
塗料	産 廃	
塗料缶	産 廃	
な		
長靴	産 廃	
なっせんし 捺染紙 (カバンや靴の つめもの含む)	一 廃	古紙には混ぜないでください。
生ごみ	一 廃	
ね		
ねじ(ビス)	産 廃	
の		
ノート	一 廃	リサイクルしてください。
ノートパソコン	PC リサイクル	詳しくはパソコンメーカー・一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。
のこぎり	産 廃	
ノンカーボン紙	一 廃	古紙には混ぜないでください。
は		
灰	産 廃	
灰皿(ガラス製)	産 廃	
灰皿(金属製)	産 廃	
ハガキ	一 廃	リサイクルしてください。 (圧着式・防水加工がされた) ものはリサイクル不可
はしご(脚立)	産 廃	
パイプ椅子	産 廃	
発泡スチロール	産 廃	
バッテリー	産 廃	
針金	産 廃	
パレット	産 廃	
パンフレット	一 廃	リサイクルしてください。

品目	区分	備考
ひ		
ビニール袋・ ビニールひも・ ビニールテープ	産 廃	
ビデオカメラ	産 廃	
ビデオテープ	産 廃	
ふ		
FAX(ファクシミリ)	産 廃	
ファイル(紙製)	一 廃	リサイクルしてください。 (金具やプラスチック部分は産廃)
ファイル (プラスチック製)	産 廃	
封筒	一 廃	窓付封筒の場合は、窓の部分を取り外してリサイクルしてください。
ブルーシート	産 廃	
フロッピーディスク	産 廃	
へ		
ペットボトル	産 廃	
ヘルメット	産 廃	
ペンキ	産 廃	
ペンキ缶	産 廃	
弁当・惣菜の容器 (紙製)	一 廃	
弁当・惣菜の容器 (プラ製)	産 廃	食べ残しや付着した食品が 分別困難な場合は一廃
ほ		
ボールペン	産 廃	
ポリバケツ	産 廃	
ボルト・ナット	産 廃	
本	一 廃	リサイクルしてください。 (ビニールカバーは産廃)
ま		
マウス(PC用)	産 廃	
マグネット	産 廃	
む		
無線機	産 廃	
め		
名刺	一 廃	リサイクルしてください。
眼鏡	産 廃	
メモ用紙	一 廃	リサイクルしてください。
も		
毛布	一 廃	合成繊維の場合は産廃
モップ	産 廃	
物干し竿	産 廃	
物置	産 廃	

品目	区分	備考
や		
やかん	産 廃	
野菜くず	一 廃	食品リサイクルにご協力をお願いします。
ゆ		
指サック	産 廃	
ら		
ライター	産 廃	
ラジカセ・ラジオ	産 廃	
ラミネート加工紙	一 廃	
り		
リモコン	産 廃	
リヤカー	産 廃	
れ		
冷蔵庫・冷凍庫 (家庭用)	家電 リサイクル	家庭用か業務用か不明の 場合はメーカーへお問い合わせください。
冷蔵庫・冷凍庫 (業務用)	産 廃	
冷風機	産 廃	
レシート(感熱紙)	一 廃	古紙には混ぜないでください。
レジ袋	産 廃	
練炭(使用済)	産 廃	
練炭(未使用)	一 廃	
レンガ	産 廃	
レジャーシート	産 廃	
ろ		
ロープ (プラスチック製)	産 廃	
ロープ(繊維製)	一 廃	
ロッカー	産 廃	
わ		
ワイヤーロープ (金属製)	産 廃	
輪ゴム	産 廃	
輪ゴムの箱	一 廃	リサイクルしてください。
綿	一 廃	
割りばし	一 廃	



Q 事業系一般廃棄物の排出をする際、ビル管理会社等で収集運搬業者と一括契約をしてもいいのか。



A ビル管理会社等が一括で契約することは可能です。
しかし、排出事業者責任は実際にごみを排出するテナント等にかかることとなります。
なお、ビル等が事業用大規模建築物に該当する場合は、事業系一般廃棄物の排出の際も、産業廃棄物と同様にマニフェストが必要になります。マニフェストは各事業所(テナント等)で作成をする必要があり、廃棄物管理責任者の管理のもと、適正に運用・保管していただく必要があります。

Q 収集運搬許可業者に委託するほど事業系一般廃棄物が出ない場合、何かいい方法はないか。

A ごみの排出量が少なく、収集業者と正式に契約するほど多くないという事業者向けにプリペイド方式での収集があります。
プリペイド方式は事前に排出用の袋を購入し、排出したい時に収集運搬許可業者に連絡をすると回収してもらえる方法です。
料金等詳細は千葉県廃棄物リサイクル事業協同組合までお問い合わせください。

Q 事業所で使っていた家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の処理はどうすればいいのか。

A 家庭用のもの(業務用除く)は、事務所で使用されている場合でも家電リサイクル法の対象になりますので、購入した販売店に依頼するなど適切な方法で排出をしてください。
※排出にはリサイクル料金が必要です。

Q 事業所で使っていたパソコンはどのように処理すればいいか。

A 資源有効利用促進法の対象になりますので、各メーカーにお問い合わせください。
自作パソコン、撤退メーカーなどのパソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。



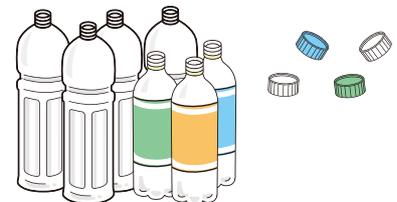
Q トイレの芳香剤、石鹸ボトルはどのように処理するのか。

A 産業廃棄物(廃プラスチック類)として排出してください。



Q ペットボトルのフタやラベルはどのように処理するのか。

A 産業廃棄物(廃プラスチック類)として排出してください。
飲料用ペットボトルのフタは「ペットボトルキャップ回収運動」として回収しているところもありますので、ご活用ください。



千葉市一般廃棄物処理業許可業者一覧

※令和元年8月現在（最新の情報は千葉市ホームページで確認できます。）

●収集運搬業者

お問い合わせ先：千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎043-204-5805

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日・休日・8月13日～15日・年末年始を除く。

(市外局番043)

区	業者名	電話番号
中央	共同リサイクル(株)	☎209-5100
	協和クリーン(株)	☎266-1892
	三幸企業(株)	☎222-7069
	(株)中屋総業	☎310-7857
	(株)マツイ	☎263-7800
花見川	(株)アイクリーン	☎379-5829
	(株)京葉エナジー	☎250-8811
	京葉産業(有)	☎286-4039
	(株)近藤商会	☎257-5279
	(株)創英	☎257-0074
	(有)第一清掃センター	☎272-8979
	(株)ダスティ	☎257-7877
	花園産業(有)	☎272-5253
	(有)ファースト商事	☎272-8918
	(株)丸幸	☎047-443-0903

区	業者名	電話番号
稲毛	(有)飯田産業	☎257-9191
	(有)クリーン事業	☎286-8688
	(株)サン・クリーンサービス	☎423-3629
	(有)セイワ	☎205-5383
	(有)日の出商会	☎424-5819
若葉	飯田環境クリーン(株)	☎228-3258
	石井開運(株)	☎237-0303
	大西総業(株)	☎253-6299
緑	(有)岡村商事	☎239-1988
	みどり産業(株)	☎497-6161
美浜	市原清掃事業(株)	☎271-2059
	(有)いなばん	☎242-2937
	大谷清運(株)	☎297-8826
	千葉興産(株)	☎247-1212

●処分業者

(市外局番043)

取扱品目	業者名	所在地	電話番号
生ごみ及び厨芥類等・一般廃棄物	J&T 環境(株)	中央区川崎町	☎262-4716
木くず	シナネンエコワーク(株)	美浜区新港	☎204-7201
木くず	フルハシEPO(株)	中央区浜野町	☎262-0100
木くず	市原清掃事業(株)	中央区浜野町	☎271-2059
樹木・枝葉・草	(株)グリーンアース	中央区生実町	☎312-1367



指定袋のご活用を！

事業所ごみ(産業廃棄物を除く)を排出する際には、千葉市一般廃棄物処理業許可業者が販売する

オレンジ色の「指定袋」をご使用ください。

黒色等中身の確認できない袋は使用できません。(内袋としても不可)徹底した分別により再資源化を図り、ごみの減量に努めてください！

各種連絡先

●事業系一般廃棄物の収集運搬業者をお探しの場合

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合	☎043-204-5805
-------------------	---------------

●古紙の回収について

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合	☎043-204-5805
千葉市再資源化事業協同組合	☎043-227-7709

●産業廃棄物について

産業廃棄物指導課	☎043-245-5682
----------	---------------

●産業廃棄物処理業者をお探しの場合

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会	☎043-239-9920
--------------------	---------------

●家電4品目の排出方法について

家電リサイクル券センター	☎0120-31-9640
--------------	---------------

●パソコンの排出方法について

一般社団法人 パソコン3R推進協会	☎03-5282-7685
-------------------	---------------

事業系一般廃棄物自己搬入施設

新港クリーン・エネルギーセンター



所在地

美浜区新港226-1

お問い合わせ

☎043-242-3366

北清掃工場



所在地

花見川区三角町727-1

お問い合わせ

☎043-258-5300

注意！

カーナビの機種によってはうまく案内、表示されないことがありますので、ご注意ください。
工場の修繕期間は自己搬入できません。



編集・発行

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電話：☎043-245-5248

FAX：☎043-245-5689